

(騒音規制地域図)

富江町

玉之浦町

三井架町

岐宿町

奈留町

騒音規制法に基づく騒音規制地域図

長崎県保健環境部

騒音規制地域を指定した地域

市 町 村	告 示 年 月 日	頁
富 江 町	昭和62年4月24日	2
玉 之 浦 町	〃	2
三 井 楽 町	〃	3
岐 宿 町	〃	3
奈 留 町	〃	4

凡 例

図中の 1 は 第1種区域

2 は 第2種区域

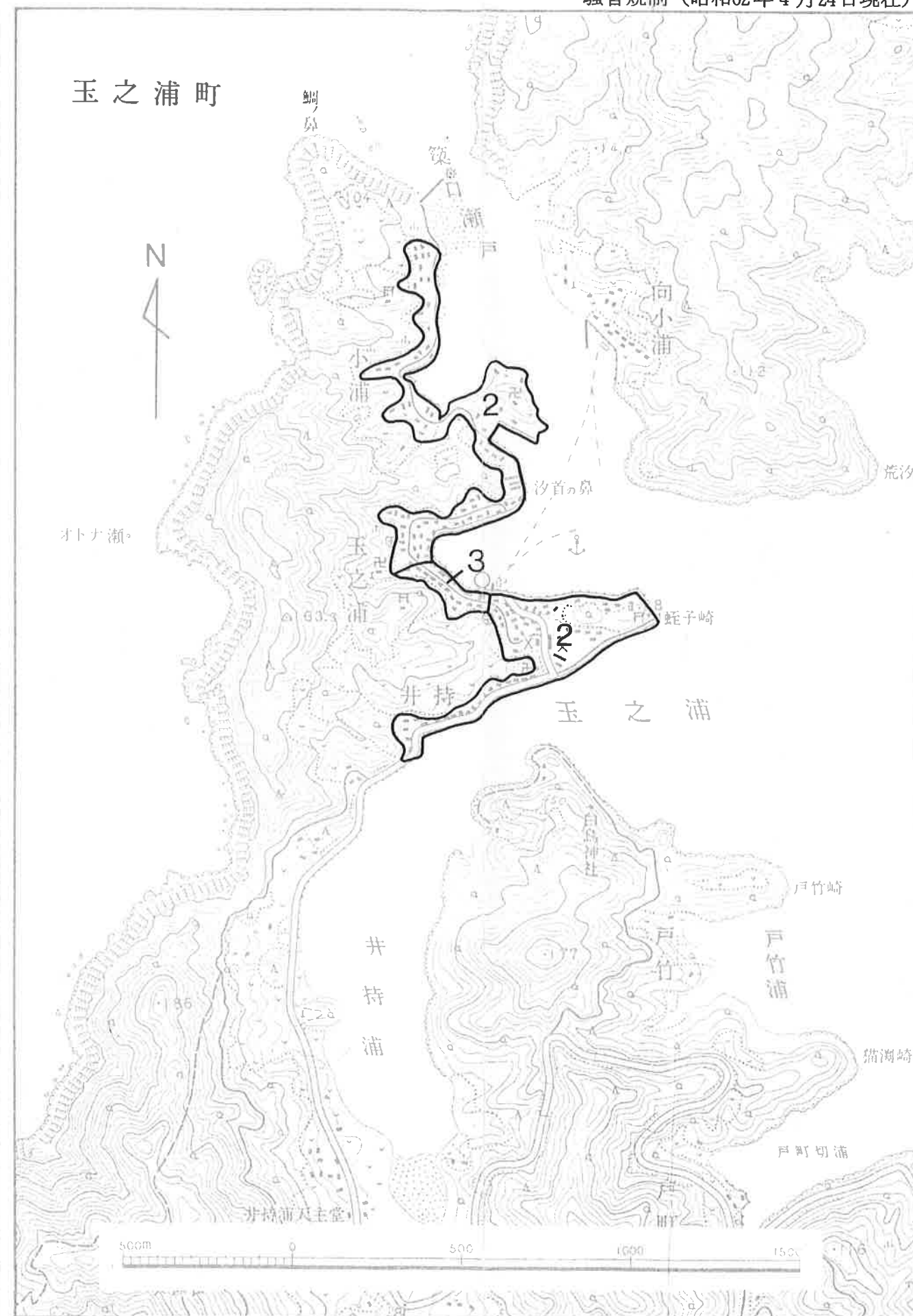
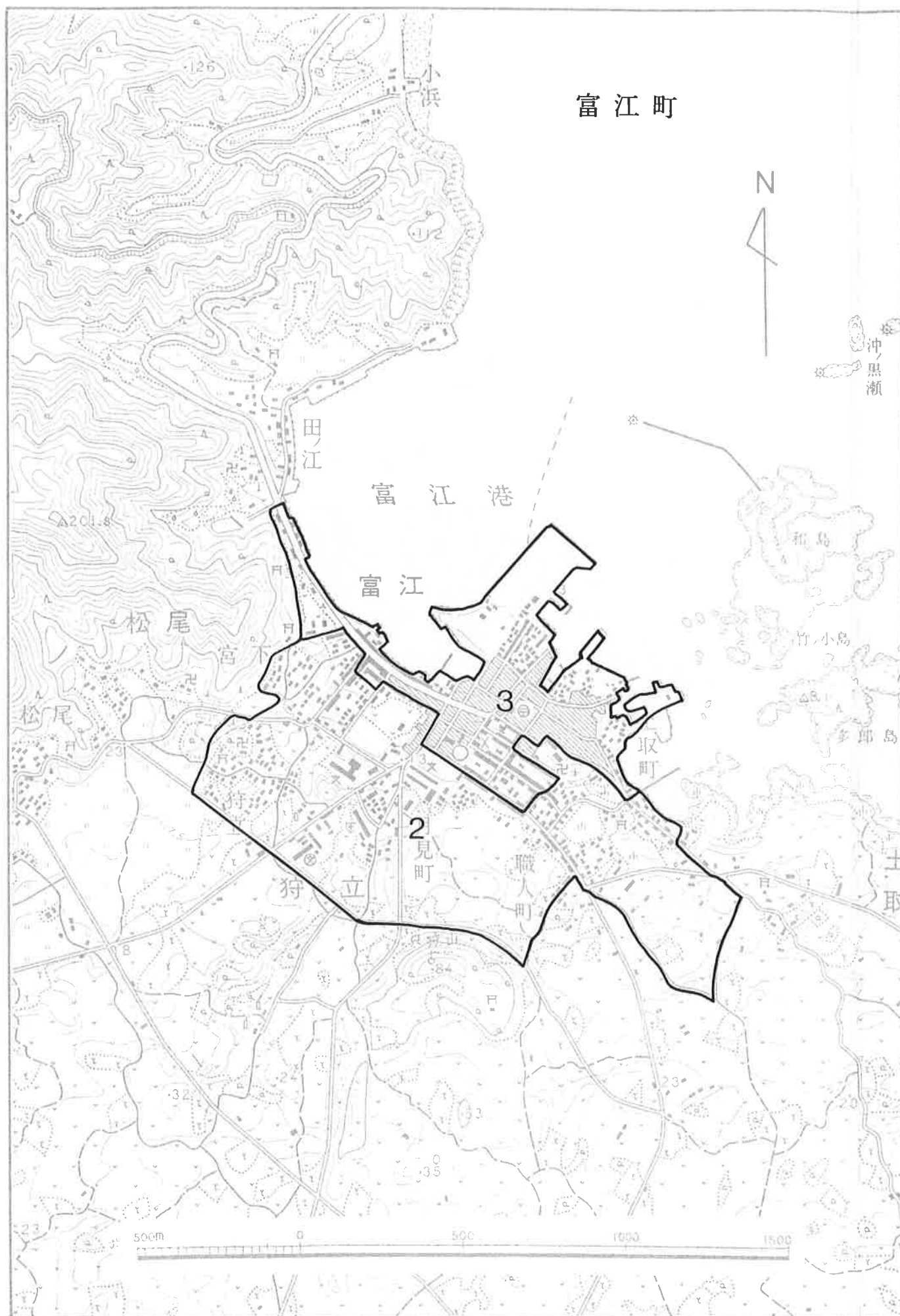
3 は 第3種区域

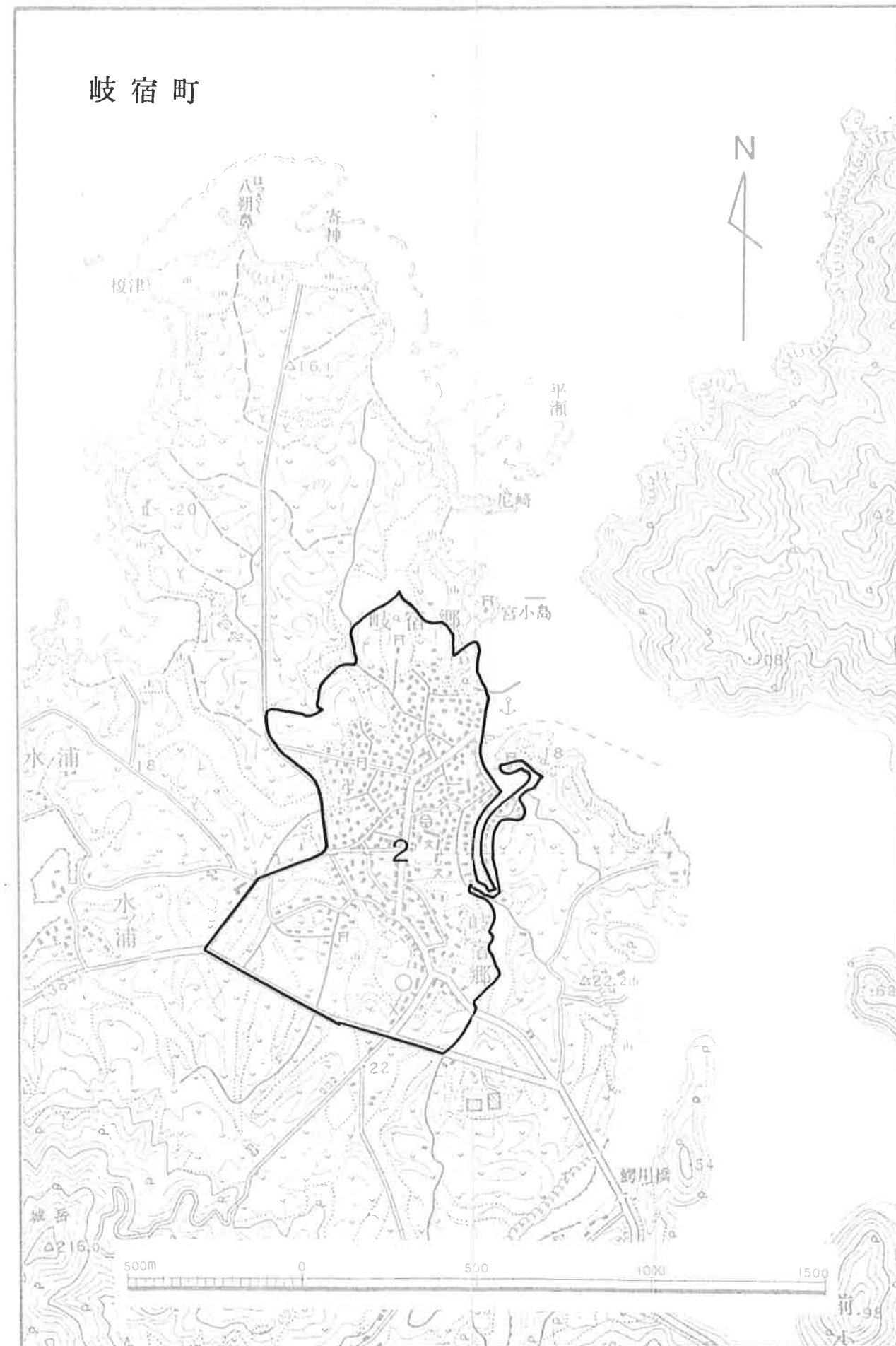
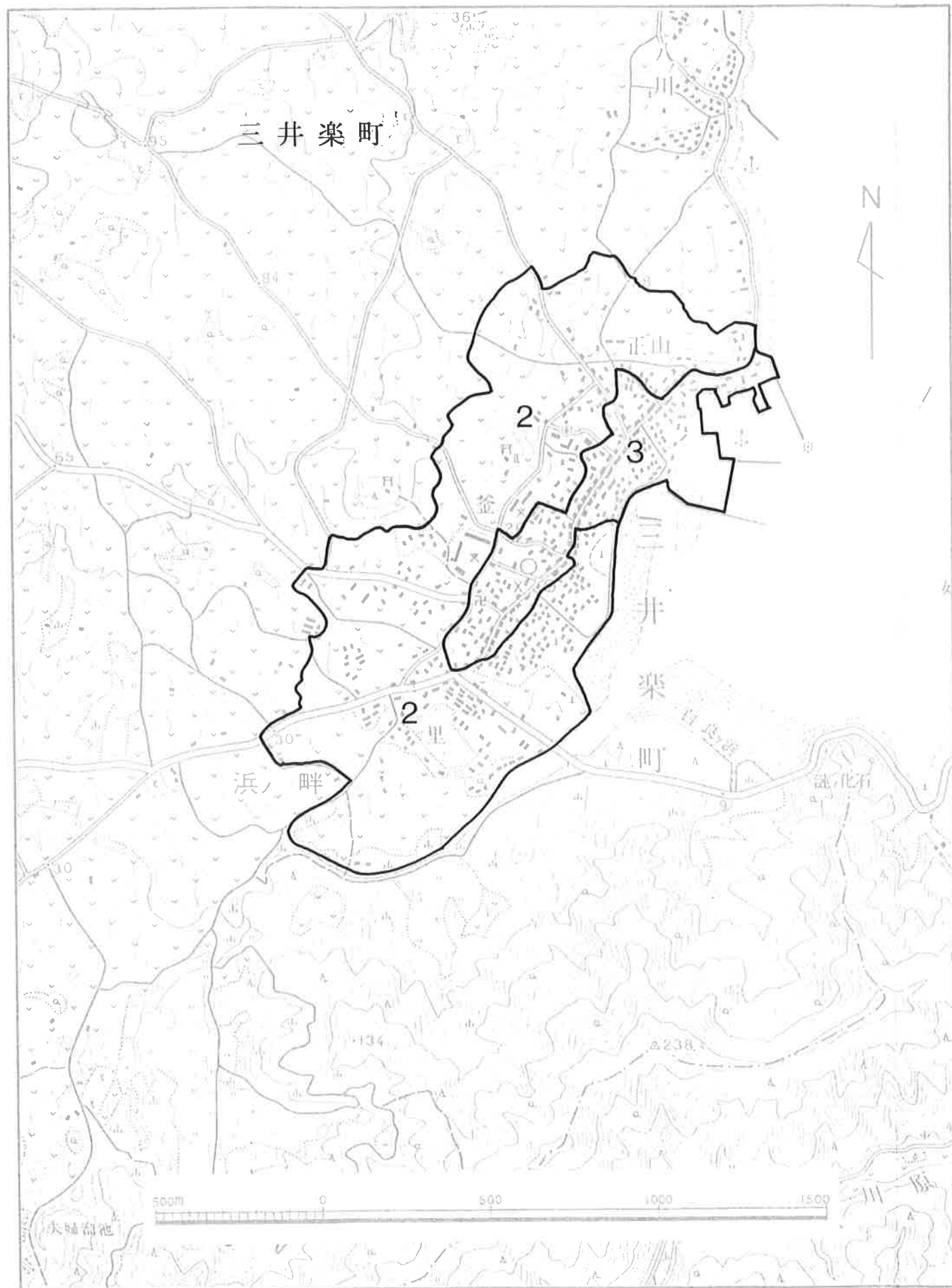
4 は 第4種区域 を表わす。

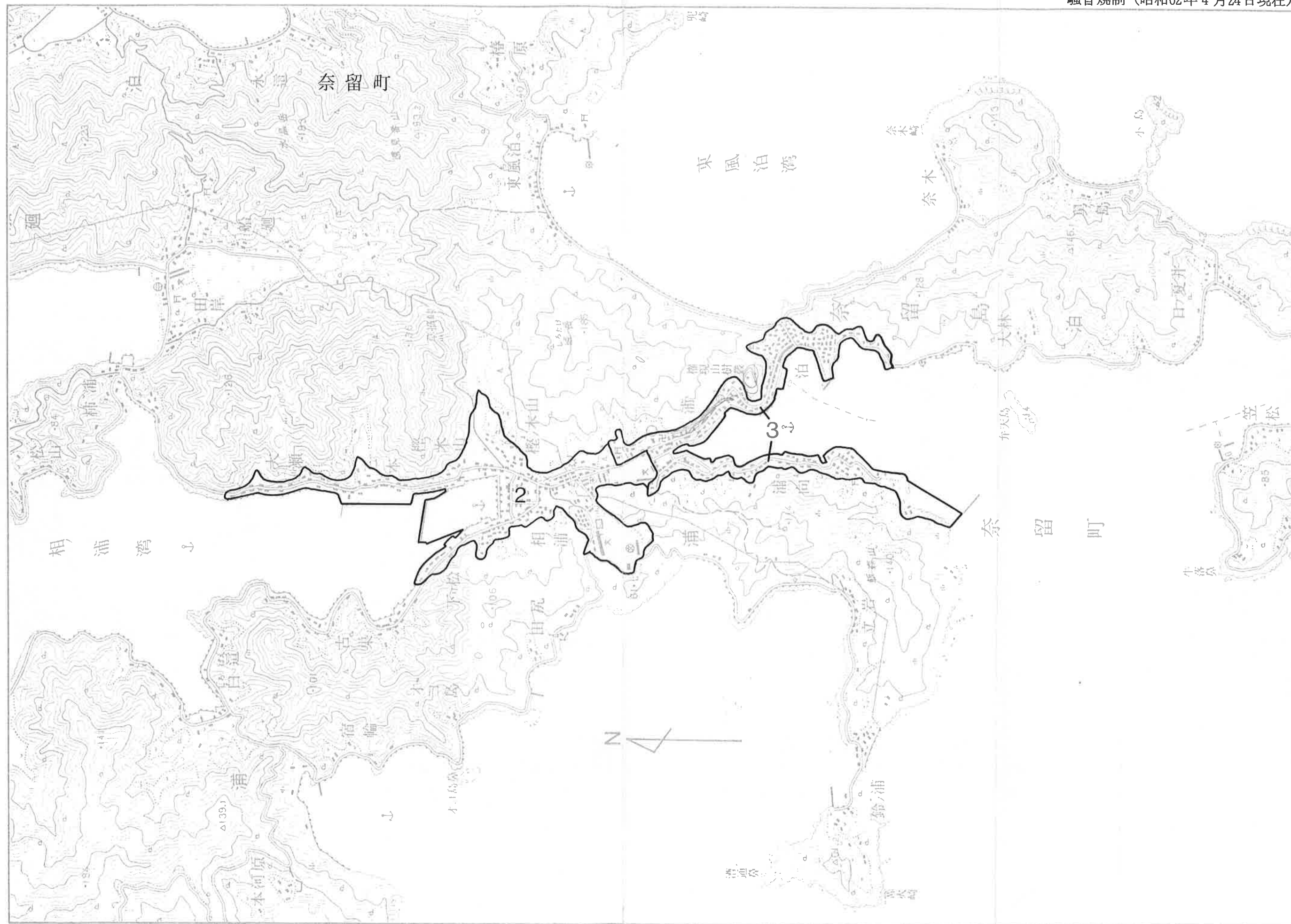
(参 考)

騒 音 の 規 制 基 準

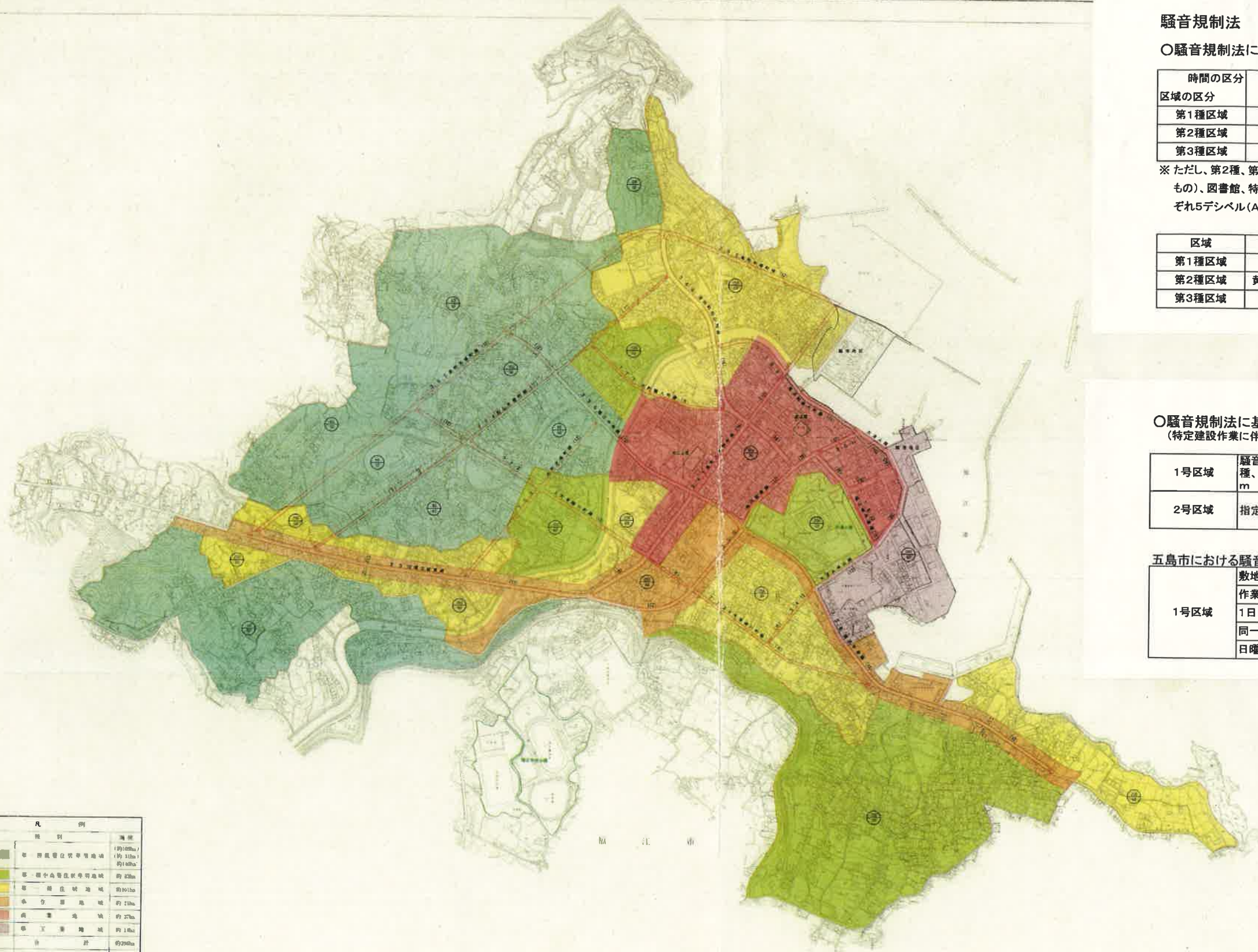
時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から 午後8時まで）	朝・夕（午前6時から 午前8時まで及び午後 8時から午後10時まで）	夜間（午後10時か ら午前6時まで）
第 1 種 区 域	50 ホン	45 ホン	40 ホン
第 2 種 区 域	60	50	45
第 3 種 区 域	65	60	50
第 4 種 区 域	70	65	55







福江都市計画図



凡 例	
	第一種市街地利用地域 (約100ha)
	第二種市街地利用地域 (約100ha)
	第三種市街地利用地域 (約100ha)
	第四種市街地利用地域 (約100ha)
	第五種市街地利用地域 (約100ha)
	第六種市街地利用地域 (約100ha)
	第七種市街地利用地域 (約100ha)
	第八種市街地利用地域 (約100ha)
	第九種市街地利用地域 (約100ha)
	第十種市街地利用地域 (約100ha)
	第一種市街地利用地域 (約100ha)
	第二種市街地利用地域 (約100ha)
	第三種市街地利用地域 (約100ha)
	第四種市街地利用地域 (約100ha)
	第五種市街地利用地域 (約100ha)
	第六種市街地利用地域 (約100ha)
	第七種市街地利用地域 (約100ha)
	第八種市街地利用地域 (約100ha)
	第九種市街地利用地域 (約100ha)
	第十種市街地利用地域 (約100ha)

騒音規制法

○騒音規制法に基づく特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00～20:00)	朝(6:00～8:00) 夕(20:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	50デシベル(A)	45デシベル(A)	40デシベル(A)
第2種区域	60デシベル(A)	50デシベル(A)	45デシベル(A)
第3種区域	65デシベル(A)	60デシベル(A)	50デシベル(A)

※ただし、第2種、第3種区域内にある学校、保育所、病院、診療所(入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね50mの区域は、それぞれ5デシベル(A)厳しくなります。

区域	区域の表示
第1種区域	緑色
第2種区域	黄色・黄緑色・橙色
第3種区域	赤色・紫色

○騒音規制法に基づく特定建設作業の規制地域

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準s43.11.27厚生省・建設省告示)

1号区域	騒音規制法第3条1項の規定により指定された区域のうち第1種、第2種、第3種の全域及び第4種のうち学校の敷地の周囲80m
2号区域	指定区域のうち1号区域以外の区域

五島市における騒音規制法に基づく特定建設作業の規制内容

1号区域	敷地境界における騒音の大きさ	85デシベル
	作業のできる時間	7～19時
	1日にできる述べ作業時間	10時間以内
	同一場所における作業日数	連続6日以内
	日曜その他の休日	作業禁止

